

第11号様式の6 (第5条関係)

政務活動記録簿 (ホームページの開設等)

会派・議員名 井岡正徳

年 月 日	令和5年5月1日				
表題	奈良県議会議員 井岡正徳 県政報告 ホームページ				
対象者	インターネット利用者				
開設目的	適宜、議会報告や活動報告を行い、意見や要望を求める。				
按分率の説明	按分率 50% その理由 (後援会や政党等、ブログ・ツイッターへのリンク)				
内容	各種政務活動の報告 メール等により県民への意見募集 県政課題の紹介等				
ホームページ制作等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	サーバー使用料	アンジャンテ	11,091 円	年額定額の 11/12	/
		※ $12,100 \times 11 / 12 = 11,091$ 円 令和5年5月～令和6年3月の11ヶ月分 11,091 円の 50% 充当 5,545 円			
備考	ホームページアドレス : http://www.ioka.jp/ 添付資料 ホームページ保守費用の契約書				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

ホームページ制作業務委託契約書

ホームページ制作業務委託契約書

井岡事務所（以下「甲」という。）と有限会社アンシャンテ（以下「乙」という。）とは、甲乙間において次の通り契約を締結する。

甲及び乙は、以下のとおり、契約が成立したので、これを証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を添付する。

平成24年8月13日

甲

井岡正徳

乙

第1条 目的

1. 甲は、ホームページの制作業務(以下「本業務」という)を乙に委託し、乙はこれを受託する。
2. 甲は、乙が本業務を遂行するに際して、必要な協力を行う。

第2条 仕様の提示

1. 甲は文書及び口頭にて、乙に納入物の満たすべき仕様を提示する。
2. 乙が、甲より提示された仕様を満たせないと判断した場合は、すみやかに甲に告知する。

第3条 見積

乙は、受託内容、制作金額及び制作期間を明示した見積書(以下「見積書」という)を甲に提出する。

第4条 業務

乙が甲に提供する業務は下記の通りとする。

1. 甲より提示された仕様に従い、甲から提供されるテキスト原稿、画像等のデータと、乙の提供するHTMLによるデザイン・レイアウトデータ、および画像データ、スクリーンショット等とを組み合わせて、ホームページを制作すること。
2. 既存の写真・画像等のスキャン(デジタルライズ)。
3. 上記1により制作したホームページの内容を、甲からの指示に基づき更新すること。ただし、上記のうち、見積書に記載されていない内容については委託の範囲外とする。

委託 : 井岡事務所

受託 : 有限会社アンシャンテ

第5条 制作期間

1. ウェブコンテンツの制作期間は、両者協議の上で定めることとする。
2. 甲からの指示により、見積提出後に制作内容に変更があった場合、納期は無効とし、改めて両者協議の上で定める。
3. 乙が制作物を納品した後、80日間は試用期間とし、甲より提示された仕様を満たさない箇所については、乙の負担にて修正を行う。ただし、大幅な仕様の変更や機能の追加、デザインの修正が必要であると乙が判断した場合、乙は再見積を提出することができる。

第6条 制作物の納品

1. 乙が甲に制作物の納品を行う前に、甲はインターネット上に制作物の確認をするものとする。制作物確認依頼の案内は、電子メール等の手段によって通知する。
2. 甲は、制作物の確認依頼通知を受領後すみやかに、その内容の確認を行うものとする。甲からの乙への確認通知は上記確認依頼通知への返信メール、または文書等により行う。確認依頼通知を受領後7日以内に乙宛への連絡が無い場合は、甲により制作物の内容が承認されたものとする。

第7条 制作料金

1. 甲は、納入物の対価として、乙からの請求にもとづき、その制作等に関する料金及び消費税相当額を別途乙に支払うものとする。
2. 料金の支払条件は、別紙「分割支払条件」に定める通りとし、振込手数料が必要な場合は乙の負担とする。ただし、乙が見積書にて料金の支払い条件を別途明示している場合は、見積書の記載を優先する。

第8条 制作物の返品・再作成

1. 納品物が甲の提示した仕様を満たさない場合、それが乙の故意または重大な過失に帰するものである場合に限り、乙の負担にて再作成を行う。
2. 納品物が甲の提示した仕様を満たさない場合のうち、甲の制作目的を大幅に阻害するものである場合、両者協議の上返品することができ、この場合、手付け金は返金しない。また、手付け金とは別に、甲は乙が本契約の遂行のために負担した実費（機材・ソフトウェア・素材集の購入）を負担する。
3. 甲が乙に提示した仕様または指示の誤りに起因して再作成を行うこととなった場合には、予め定めた制作料金のほか、甲は乙に、乙が合理的な根拠に基づいて計算した追加料金を支払う。
4. 画像スキャンは、デジタルデータ化された画像の彩色や鮮明度等に原稿と多少の差異が生じる場合があるが、これは乙の責任範囲外とする。

第9条 通知

1. 一方から他方への通知は、電子メールまたは文書等、社会通念上適当と判断される通信手段により行うものとする。
2. 前項の規定に基づき通知を電子メールにより行う場合には、当該通知はインターネット上に配信された時に配信されたものとする。
3. ただし、本契約を変更または解除する必要がある場合には、前項の規定にかかわらず、文書により通知するものとする。

第10条 知的所有権

1. 本契約に基づくホームページの制作に必要なHTMLデータ、および画像データ、スクリーンショット等の一切の制作物（以下「制作物」という）に関する所有権は乙に帰属する。甲が提出した仕様書、テキスト原稿、画像等に関する所有権は甲に帰属する。
2. 制作途中で制作案等の用途に使用して、納品物として採用されなかった制作物に関する所有権及び使用権は乙に帰属する。
3. 乙は、制作物を自らが制作したものであると公開することができる。
4. 甲は、乙の文書による同意なしに制作物の使用権、改変権を第三者に譲渡、移転、またはその他の処分を行うことはできない。

第11条 申込後の取消、修正、解約

1. 甲が、乙によるホームページの制作開始後に申込の取消を行う場合、甲は、乙が合理的な根拠に基づいて計算した制作途中までの作業料金及び乙が本契約の遂行のために負担した実費をすみやかに支払う。
2. 甲が、申込後に仕様の修正を行う場合、乙は再見積を提出することができる。見積の内容で合意できない場合は、甲は上記1の取消と同様の条件によって計算した金額を支払い、契約を解除することができる。

第12条 責任制限

乙は、制作物自体または制作物の使用から直接的または間接的に生じたいかなる損害についても、乙に故意または重大な過失がある場合を除いては、一切責任を負わない。また乙が責任を負う場合でも、制作代金のうち該当部分の金額を超えて責任を負わない。

第13条 禁止行為

甲及び乙は、以下に該当する行為をしないことを承諾するものとする。なお、いずれか一方が下記に反した行為を行った場合、あるいは下記に反する行為を行う恐れがあると相手方が判断した場合、相手方は、相당한期間を定めて催告の上、本契約を解除することができる。

- 第19条 協議および管轄裁判所について
1. 相手方または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害しましたまたは侵害するおそれのある行為。
 2. 相手方または第三者を誹謗中傷し、または名誉を傷つけるような行為。
 3. 相手方または第三者の財産、プライバシーを侵害し、または侵害するおそれのある行為。
 4. 公序良俗に反する内容の情報、文書および図形等を他人に公開する行為。
 5. 法令に違反するもの、または違反するおそれのある行為。
 6. その他相手方が不適切と判断する行為。

第14条 期限の利益の喪失について

甲に次の各号のいずれかに該当する事実があった場合、甲は乙に対する債務の一切の期限の利益を喪失し、乙は催告することなく利用契約を解約することができるものとする。

1. 本契約に基づく制作代金の支払いを遅延したとき及び履行しないとき。
2. 支払いの停止、又は破産、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始、会社整理開始、もしくは特別清算開始の申し立てがあったとき
3. 振り出した手形、又は小切手が不渡りとなったとき
4. 第14条の禁止行為を行なったとき、その他本契約に違反したとき
5. 甲としての地位が失われたとき、又は不明となったとき

第15条 条項の無効について

万が一、裁判所によって本契約の各条項が無効、違法または適用不能と判断された場合においても、当該条項を除く他の条項の有効性、合法性、および適用可能性には、なんらの影響や支障が生じるものではない。

第16条 機密保持

甲および乙は、本基本契約または個別契約に関連して知り得た相手方または相手方の顧客の技術上、販売上その他業務上の機密を、本基本契約の存続期間中はもとより本基本契約終了後といえども第三者に漏洩してはならないものとする。

第17条 準拠法について

本契約に関する準拠法は、日本法とする。

第18条 有効期間

1. 本契約の有効期間は、本契約締結の日から委託業務が終了するまでとする。
2. 本契約と関連することを明示した個別契約が本契約の失効時に存続している場合については、前項にかかわらず、本契約が当該個別契約の存続期間中効力を有するものとする。

第19条 協議および管轄裁判所について

1. 本契約に定めのない事項および利用契約に関して甲と乙との間で問題及び疑義を生じた場合には、法令、慣習慣等によるほか甲乙協議の上、信義誠実の原則に基づき円滑に解決をするものとする。
2. 本契約に関して訴訟が必要な場合は、奈良地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とする。

第11号様式の10 (第5条関係)

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 井岡正徳

年 月 日	令和5年5月1日他			
年会費名	奈良政策研究会・会費 (年会費)			
相手方	奈良政策研究会			
年会費支払目的	情報収集し、議会での質問に役立てるため			
按分率の説明	按分率 66.6 % (懇談会の費用を除いて充当)			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 本県の県政全般に及ぼす影響を主眼に活動している。</p> <p>◆本会の活動頻度 年4回 (2月、5月、8月、11月) に講演会を開催。尚、11月は休み</p> <p>◆参加者の状況 地方議員他、経営者や団体の役員等が参加</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	月会費	5,220 円	講演会、懇談会 (引落手数料 220 円を含む)	2
	同上	5,220 円	同上	19
	同上	5,220 円	同上	36
	同上	5,220 円	同上	54
	同上	5,220 円	同上	71
	同上	5,220 円	同上	88
	同上	5,220 円	同上	106
	同上	5,220 円	同上	123
	同上	5,220 円	同上	143
	同上	5,220 円	同上	157
	同上	5,220 円	同上	176
	同上	5,220 円	同上	195
※すべて 66.6 % 充当 合計 5,220 円 × 66.6% × 12 ヶ月 = 41,712 円				
備考	添付資料：会規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

奈良政策研究会規約（案）

- (名称)
第1条 本会は奈良政策研究会と称し、主たる事務所を大和高田市永和町10-26 近畿ビル内に置く。
- (目的)
第2条 本会は奈良県発展に資する政策提言をおして、安全、安心な地域づくりを目的とする。
- (事業)
第3条 本会は前条の目的達成のため次の事業等をおこなう。
(1) 研修会、懇親会の開催。
(2) 政策提言のための委員会の開催。
(3) 会報、出版物の発行及び配付。
(4) 関係諸団体との連携。
(5) その他、会の目的達成のため必要な事業。
- (構成)
第4条 本会は規約第2条の目的に賛同する奈良県議会議員、奈良県内の市町村議会議員をもって構成する。ただし、本会の目的に賛同する個人及び法人の入会を認め、賛助会員として各種会合への出席を認める。
2 本会への入退会は役員会の了承を得るものとする。
- (役員)
第5条 本会に次の役員を置く。
(1) 会長……………1名 (4) 政策委員長……………5名
(2) 副会長……………2名 (5) 会計……………1名
(3) 幹事長……………1名 (6) 会計監査……………2名
2 1の役員以外に顧問、相談役を置くことができる。
3 会長は本会の運営を円滑に進めるため役員会を開催する。
- (任期)
第6条 役員は任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

(総会)

- 第7条 本会の総会は会員及び賛助会員によって構成される。総会は会長の招集により毎年1回開催する。ただし必要と認められた時は臨時総会を開催することができる。
2 総会は役員を選出、運営に関する基本事項、規約の改廃、その他本規約の定めのない重要事項について決定する。
3 総会は会員の過半数の出席（委任可）で成立し、出席会員の過半数の同意で議決するものとする。

(運営)

第8条 本会の個々の事業運営は役員及び当該事業に関わる会員が行うこととする。

(経費)

第9条 本会の経費は会費（1口＝月額5千円）及び賛助会費（月額個人1口＝5千円、法人1口＝1万円）、寄付金、協力金、事業収入、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は1月1日に始まり、当該年の12月31日に終わる。

(会計監査)

第11条 本会の会計責任者は本会の経理につき、年1回会計監査による監査を受ける。

(その他)

第12条 本規約のほか運営に必要な事項は、別に会長が定め総会の承認を経て実施することができる。

付則 本規約は平成16年11月25日から施行する。

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 井岡正徳

年 月 日	令和5年11月20日 (印刷)、令和5年11月30日 (ポスティング)				
表題と発行部数	井岡まさのり県議会だより 令和5年冬号 18,000部				
対象者	磯城郡内新聞購読者				
配布方法	ポスティング 16,792枚 手配り 1000枚				
発行目的	奈良県政および奈良県議会における取り組み等について広く県民に広報することを目的とする。 また県民からご意見や要望等を拝聴する機会とする。				
按分率の説明	按分率 90%充当 その理由 県議会だよりの紙面の面積のうち、議員氏名、議員写真キャッチフレーズ分を除く				
内容	国民スポーツ大会の競技会場について 大和平野中央田園都市構想ストップについて 新型コロナワクチン被害への対応について 国民健康保険の保険料水準の統一化について 内水対策の進捗状況について 京奈和自動車道の整備状況について 駅前再開発事業の完成について				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷・折加工代	(株)フットアップ・スタイル	326,590円	18,000部	112
	ポスティング	■■■■	208,380円	13,892枚	126
	ポスティング	■■■■	43,500円	2,900枚	127
※90%充当 合計 520,623円					
備考	添付資料：井岡まさのり県議会だより 令和5年冬号				

注 発行した広報紙を添付してください。



奈良県議会議員 磯城郡選出

井岡まさのり県議会だより

発行責任者 井岡正徳 〒636-8501 奈良県登大郡町30番地(自由民主党奈良支部) TEL.0742-27-8052

令和5年
冬号

磯城郡版

いおか 井岡まさのり

自由民主党
奈良県議員事務所

6期



ホームページは
こちら



政策力！
実行力！！

- 同志社大学大学院 博士課程前期修了(修士)
- 自由民主党・奈良県支部連合会 幹事長
- 自由民主党・田原本町支部 支部長 ▶ 奈良県テニス協会顧問
- 奈良県議会 副議長(101代・102代) ▶ 奈良大学附属高等学校教育友会会長
- 田原本中学校PTA副会長 ▶ 橿原青年会議所副理事長

国民スポーツ大会の 競技会場について

少子化対策・女性の活躍促進・スポーツ振興対策特別委員会において、令和13年の国民スポーツ大会の開催に向けた、会場地及び試合場の選定状況について、以下の通り確認しました。

令和6年度末までに38競技の会場地を選定する予定となっています。令和5年8月の第1次選考では、12競技の会場地が決まったものの、現状において、試合場が決まっているのは6競技(レスリング、ウエイトリフティング、相撲、剣道、ボウリング、高等学校野球(軟式))のみという状況です。

令和7年度には各競技団体の会場地・試合場の視察が始まるため、それまでに選定作業を完了しなければなりません。

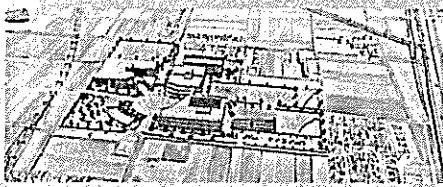
一方、奈良県知事の交代とともに、橿原市内の運動施設の整備が中止となりました。また、田原本町と川西町で進められようとしていた新たなスポーツ施設の整備が見直されることとなりました。そのため、国民スポーツ大会のメイン会場がどうなるのか、磯城郡での試合場がどうなるのが課題となります。

国民スポーツ大会を契機として、施設を充実し、県民のスポーツへの関心を高めていくことが重要であり、引き続き状況を確認しつつ、必要な取組を求めてまいります。

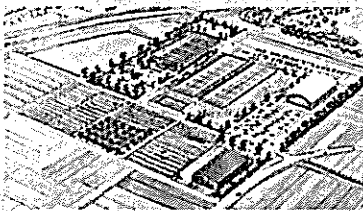
大和平野中央田園都市構想がストップ

山下知事は就任直後から大型事業などの見直しを進め、令和5年6月14日に荒井前知事が進めてきた事業を大幅に見直すことを表明しました。

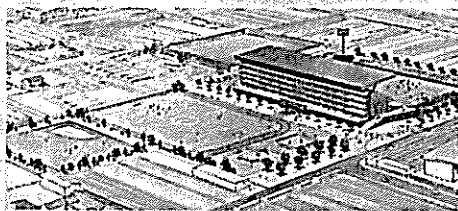
大和平野中央田園都市構想も見直しの対象となり、田原本町及び川西町で計画されていたウェルネスタウン(球技専用スタジアム、テニスコートの整備を含む)、三宅町で計画されていた県立工科大学(仮称)(スタートアップビレッジ)の各事業にストップがかかりました。7月27日に知事と3町の町長が、今後の方向性について協議。令和6年度末をめどに取得済みの土地の活用方法などを決定することとなりました。



▲三宅町のスタートアップビレッジのイメージ図



▲川西町のウェルネスタウンのイメージ図



▲田原本町のウェルネスタウンのイメージ図

新型コロナウイルス被害への 対応について

現在、新型コロナウイルス接種後の健康被害に苦しんでいる方がいらつやいます。この方々は、「倦怠感」、「疲労感」、「集中力の低下」などの症状に苦しまれるとともに、働き盛り世代にあつては「失職・再就職困難」により経済的に困窮する、「学齢期の子ども達にあつては学業の継続・進級・進学が困難になる」といった状況に苦しまれています。

新型コロナウイルスの健康被害に対しては国の「予防接種健康被害救済制度」が適用されています。(9月22日現在、県内の申請件数は118件、認定件数は55件)しかし、救済制度の活用には様々な問題が指摘されています。

そこで、9月の厚生委員会において、救済制度の活用に向け、広報や支援策を強化するよう求めました。

国民健康保険の 保険料水準の統一化について

平成20年2月議会で提言した国民健康保険の県単位での広域運営が平成30年にスタートし、令和6年4月からは全国のトップを切つて保険料水準の統一化が実現します。

今後、高齢化の進行、社会保障の支え手である若い世代の減少などに伴い、今後、保険料水準が上昇することが懸念されることから、9月の厚生委員会以下2点を確認しました。

○今年度中の国民健康保険運営方針の策定をもつて、保険料水準の統一化を柱とする県の国保改革はいつたん完成する。

○被保険者負担の抑制による持続可能性を確保するため、市町村と連携し医療費の適正化・収納対策に取組むとともに、国の公費確保に取組んでいく。

改めて国保の安定運営と県民負担の抑制に向け、市町村と連携・協力した取組を求めました。

内水対策の進捗状況

令和3年11月に流域治水関連法が施行され、同年12月には大和川流域が全国初の特定都市河川に指定されました。

田原本町においても、県と連携して、雨水貯留施設の整備を始めとする事業を加速化し、水害リスクを踏まえた総合治水対策を一層強化しているところです。

例えば、社会福祉協議会の周辺は河川の合流箇所となっているため、内水被害が発生しやすいエリアとなっており、平成29年10月22日にも浸水被害が発生しました。しかし、令和2年に雨水貯留施設が完成し、今年6月2日の大雨の際にはかんじょう川の水位上昇を抑制し、浸水被害を防ぐことができました。このように事業の成果が徐々に現われてきています。

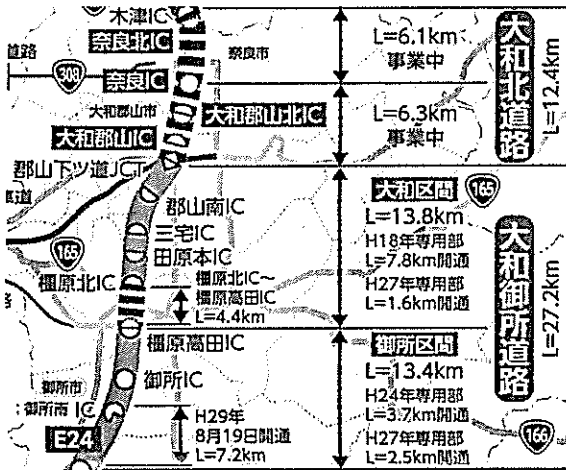
今後とも、進捗中の雨水貯留施設の早期完成など、引き続き県の協力を求めています。

京奈和自動車道の整備状況

県では、京奈和自動車道の早期完成を目指し、令和5年度当初予算で62億円を計上しています。

橿原北ICから橿原高田IC間の延長4.4kmについては用地取得が完了し、順次、改良工事、橋梁上下部工事が進められています。また、令和8年春には(仮称)橿原JCTの和歌山・五條から大阪方面接続ランプが開通予定となっています。

木津ICから西名阪自動車道間の延長12.4kmのうち、(仮称)奈良北ICから(仮称)奈良ICの6.1km区間については、調査設計、用地取得が進められています。また、(仮称)奈良ICから郡山下ツ道JCTの6.3km区間については令和4年度に約8割の用地取得が完了し、改良工事、橋梁下部工事が進められています。



京奈和自動車道の事業計画

阪手地区の雨水貯留施設の整備状況

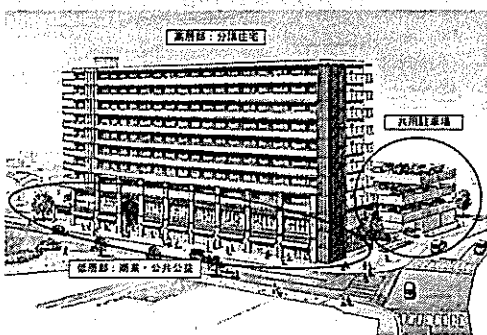


駅前再開発事業がいよいよ完成!

私が当選させていただいたのは、平成15年。まず当時の森見一町長から依頼されたのは、駅前再開発事業が遅れているので、どうにかならないか「それと、」唐古・鍵遺跡が3/4までは買収できたが、1/4の買収予算が国と県からおりないのでどうにかしてほしいの2点でした。

まず駅前再開発事業は区画整理組合の施行で長い間協議されていましたが、現在ある駅前ロータリーの部分を公共工事(田原本駅前広場整備事業)で行う方法に変え、国から6割補助金をもらって買収する方法に変更しました。

田原本駅南地区第一種市街地再開発事業は、駅前広場の南側に隣接する0.5haの区域を対象とした事業です。令和2年9月に、再開発組合を設立し、奈良県の事業認可を受け、令和4年8月に再開発ビルの建設に着手しました。令和6年春頃に、再開発ビルがオープンする予定です。また、当ビル内においては公益的機能として、子育て支援施設(保育園)、及びコミュニティFMが開設されます。



▲田原本駅南地区第一種市街地再開発事業のイメージ完成図

当時、県の担当課長と町当局との関係が悪く、協議できるような状態ではありませんでした。が、国交省から出向してきた官僚出身の課長に入れ替わり、その関係が一変しました。

たまたま、この課長の親戚が田原本町に住まわれており、積極的に支援していただくことになり、なんと一年で国会議員に頼らず正攻法で国の補助金を得ることができたのです。

その後、寺田町長に代わり、町長自らが先頭に立ってこの事業に力を入れられ、平成17年に買収を開始し、おかげで平成22年3月には駅前ロータリーができました。その後、森章浩町長に代わり、現在工事中の駅前再開発ビルが着工され、令和6年3月にオープンする予定です。

これら歴代町長をはじめ、町職員・再開発組合・地権者などのおかげで駅前再開発事業ができたのです。私も少しは役に立ったと思われませんが!

唐古・鍵遺跡の買収については次号にて。

編集後記

4月の地方統一選挙では自民党として知事候補の調整ができず、結果として山下知事が当選。これまで時間をかけて積み上げてきた政策が簡単に方向転換する事態に陥っています。県政を停滞させることとなり、申し訳ない気持ちで一杯です。

今後奈良県政を前進させるため、私の所属する「自由民主党・無党派の会」の議員22名が一丸となり、是非々の姿勢で県政のあり方を質し、地元市町村の声を県に伝え、政策を提言してまいります。



第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 井岡正徳

年 月 日	令和6年3月8日				
表題と発行部数	奈良県議会会派 自由民主党・無所属の会 NewsVol.1 / 9,700部配布				
対象者	磯城郡内新聞購読者				
配布方法	新聞折込 (3月10日折込)				
発行目的	奈良県政および奈良県議会における取り組み等について広く県民に広報することを目的とする。 また県民からご意見や要望等を拝聴するきかいとする。				
按分率の説明	按分率 100%充当 その理由 全ての内容が充当するため				
内容	所属議員、会派について 令和5年度予算執行査定について 奈良県の防災体制について 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会について 大和平野中央田園都市構想について				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	折込代	(株)アスモ	32,010円	9,700部	181
	※ 100%充当 3.3円×9,700部 = 32,010円				
備考	添付資料：奈良県議会会派 自由民主党・無所属の会 News Vol.1				

注 発行した広報紙を添付してください。

奈良県議会会派 自由民主党・無所属の会 News

Vol.01

奈良県議会会派 自由民主党・無所属の会
〒630-8501 奈良市登大路町30 奈良県議会事務局内
TEL.0742-27-8952

昨年4月の地方統一選挙を経て、奈良県議会の構成も大きく変わり、我々22人は自由民主党・無所属の会を結成いたしました。知事に迎合することなく、是々非々の姿勢で対峙できる会派として、奈良県政の発展に向けて県民目線で、より良い政策を提案してまいります。

令和5年度予算執行査定について

山下知事は就任直後の令和5年6月12日、今年度の予算のうち大規模広域防災拠点の整備などを含む29の事業について、全部または一部の執行を取りやめることを発表しました。このことにより将来的に4,730億円を削減できる見通しとのことです。

執行を中止した各事業は本当に必要ないものなのでしょうか。どのような根拠により中止の判断に至ったのでしょうか。事業を実施しないことによりどのような問題が残されるのでしょうか。また、その問題への対応をどのように行うのでしょうか。中止により奈良県の財政負担はいくら軽減され、他事業に当てることができるのでしょうか。(例えば、今年度削減分の73.5億円のうち奈良県負担額は35.7億円です。また、大規模広域防災拠点については国が

事業費の7割を負担することとなります。)

このような疑問に対する答えがないままに事業の中止を受入れることはできません。

執行を取りやめるとされた各事業は、いずれも選挙前の3月に議会の審議を経て予算執行が認められたものばかりです。選挙を経て知事が代わり、政策の方針が変わったからと、議会の審査を経ずに簡単に予算執行を停止してしまっているのでしょうか。

本来ならば減額補正予算を議会に諮り、議会の熟議を経て判断するべきではないでしょうか。

このような考えのもと、我々は6月以降の定例議会に臨んでまいりました。

今後とも我々の取組みも含め、奈良県政の動きを注視して頂きますようよろしくお願いいたします。

奈良県の防災体制は大丈夫か？

五條市に計画されていた大規模防災拠点の整備事業は、南海トラフ地震等の大規模災害に備えて、奈良県中南部だけでなく、紀伊半島全体の防災体制の強化を目的としたものです。

山下知事は既存の広域防災拠点や学校等の地域の施設、さらには県外の空港を活用することにより、大規模災害への対応が可能との判断により事業を中止しました。

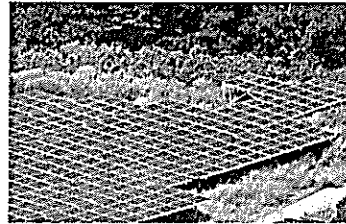
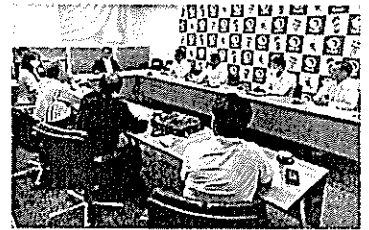
国が平成 26年 3月に策定した「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」では、都道府県が自衛隊等の集結拠点、SCUを有する医療拠点、物資の輸送拠点となる広域防災拠点を確保することとなっています。奈良県の広域防災拠点は9箇所あるものの、各拠点施設の機能が十分なものが疑問があります。

1月1日に起こった能登半島地震の被災状況を踏まえれば、現状のままでは奈良県の防災体制は不十分であり、特に県南部の防災機能の強化に向けた新たな広域防災拠点の整備が必要であると考えます。そこで、早急に県の防災体制を検証し、不足する機能や施設を明らかにし、現行の広域防災拠点の整備計画を必要に応じて見直すとともに、奈良県地域防災計画に位置づけつつブラッシュアップするよう求めてまいります。

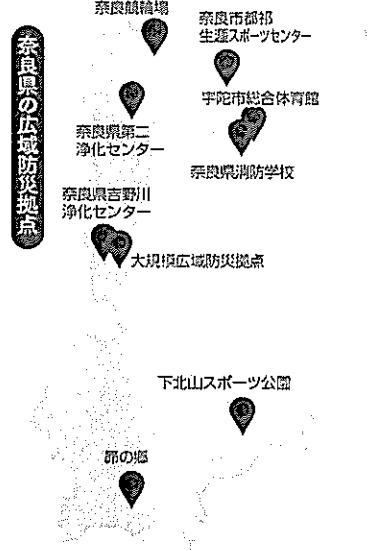
1月 24日に突如、事業計画区域内にメガソーラーの設置が発表され、用地確保に協力した地元からは憤りの声が上がっています。



▲会派のメンバーで現地視察を行いました。



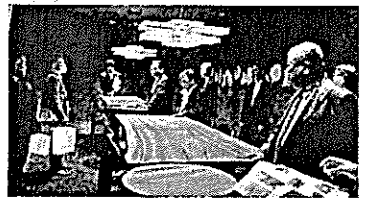
▲メガソーラー ※イメージです



国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の施設は確保できるのか？

令和 13年に奈良県において国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会が開催されます。当大会開催に向けて現在、橿原市での陸上競技場、アリーナの建設、田原本町での球技場の建設、川西町でのテニスコートの建設などが計画されていましたが、山下知事はこれらの事業を中止。基本的には新たな施設は整備せず、既存施設の改修により対応する、対応できない部分は他府県に協力を求めるという方針を打ち出されました。しかし、県内のスポーツ施設については、前回の国民体育祭(わかかさ国体)に向けて建設された施設

が多く、老朽化が進んでいるとともに、バリアフリー化ができていない、冷暖房設備がないなど時代ニーズに合わない施設も多いのが現状です。国民スポーツ大会をスポーツ振興の契機とすることが重要であり、特に大会開催に合わせてスポーツ施設の更新・整備を行い、スポーツ環境を質・量ともに向上することが期待される所です。我々は引き続き、将来のアスリートのための投資を惜しまないという姿勢で、令和 13年までに奈良県のスポーツ環境をレベルアップすることを求めてまいります。



▲常任委員会で令和 6年第 1回国スポ大会で使用される SAGA アリーナ(佐賀県)の視察を行いました。

大和平野中央田園都市構想も中止！取得済みの事業用地をどうする？



▲会派で大和平野中央田園都市構想の現地視察を行いました。

大和平野中央田園都市構想は、三宅町、川西町、田原本町の 3 町において、産業力強化、雇用創出、健康増進などを目的とした、工科大学の建設、スポーツ施設の建設などを含む構想です。これまで有識者の意見を取入れながら、地元と連携・協力して議論を積み上げて構想を取りまとめるとともに、用地取得を進めてきました。山下知事は、新たな大学の設置事業、及びスポーツ施設の建設事業を中止しました。いずれも構想の中心となる事業であり、3 町の今後のまちづくりに大きな影響を与えることとなります。

知事が代わると政策の方向性が変わることは否定しませんが、市町村と連携して進める場合は、選挙の都度、抜本的な方針変更があるようでは、長期的な視点に立ったまちづくりはできません。今般、田原本町内の用地に自動車免許センターを移転する方向性が示されたところですが、今後とも、三宅町、川西町の取得済みの用地について、協力された地権者の思いも含め、地元の意見を十分に伺いながら、県の取組を質し、より良い事業を提案してまいります。

建物賃貸借契約書(事務所用)

貸主 株式会社西和物流(以下甲という)と 借主 井岡正徳(以下乙という)とは
重要事項説明書記載事項を確認の上、以下のとおり賃貸借契約を締結する。

第1表 賃貸借物件の表示

物件名称 西和物流 版手第2貸事務所
所在地 奈良県磯城郡田原本町阪手630番地の10
物件構造 木造モルタル壁 2階建 一枚のうち2階及び3階部分
床面積 2階の20.25㎡部分及び3階20.31㎡すべて
(1階59.19㎡及び2階の別途使用分17.363㎡、供用分32.387㎡を除く)

第2表 賃貸借期間

契約期間 令和2年4月1日から令和7年3月1日迄

第3表 賃料その他の負担

家賃 毎月75,000円

(総 則)

第1条 甲は、頭書に表示する甲の所有する本物件を、この契約書に記載されている条
件で乙に賃貸する。

(使用目的)

第2条 乙は本物件を事務所用のみに使用し、その目的以外には使用しないものとする。

(契約の期間)

第3条 この契約の期間は頭書に表示記載する期間とし、契約期間の満了時において、
甲乙または、そのいずれか一方より何らの申し出がない場合、同一条件で契約が更新され
るものとする。

(賃貸借料)

第4条 本物件の家賃は、頭書の通りとし甲の指定する方法で支払うものとする。尚契
約時の賃貸借料及び共益費等で一カ月未満の家賃は日割計算とする。

(賃借人の管理業務及び諸費用)

第5条 (1) 乙は善良なる管理者の注意をもって本物件を保全し、使用しなければならな
い。

(2) 乙は自己又はその使用人、顧客等の故意・過失等により、建物及び設備等を
故障・破損・滅失させたときは、甲に対してその賠償をしなければならぬこと。
(4) 本物件の設備・備品等的一切を乙が管理し、費用の負担をすること。
(5) 町内会費等の町内の出費に関するこの該当費用の支払いは乙の負担とする。

(6) その他本物件の使用上生じた費用で、当然乙の負担と認められるものは、乙
が支払わなければならない。

(賃貸借料等の改訂)

第6条 甲は次のいずれかに該当する事項で、その必要があると認められるときは、賃
借料・共益費及び駐車場料等の額の改訂を行うことができる。

- (1) 物価及び近隣の建物賃貸借料等に変動が生じたとき。
- (2) 建物の維持管理費用、火災保険料、地代及び公租公課等に変動が生じたとき。
- (3) 建物の改良が施されたとき。

(公租公課)

第7条 建物に関する公租公課は、甲の負担とする。

(賃貸人の承諾を必要とする事項)

第8条 乙は次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ甲の定める書面による
承諾を得なければならない。

- (1) 本物件を第2条の使用目的以外に使用しようとするとき。
- (2) 本物件の増改築、模様替え、造作物の設置等、施設及び 敷地の現状を変更
しようとする時。

(賃借人の届出事項)

第9条 乙又は連帯保証人は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を
書面によって届け出なければならない。

- (1) 乙又はその使用人が、引続き1ヶ月以上本物件に於いて 事務所として使用し
なくなるとき。
- (2) 乙の住所もしくは氏名に変更が生じたとき。
- (3) 乙が死亡又は解散したとき。
- (4) 本物件が破損したとき、又はそのおそれがあるとき。

(禁止事項)

第10条

(1) 乙は甲の承諾なしで、本物件の全部又は一部を、転貸し、もしくは本物件の賃
借権を譲渡してはならない。

(2) 乙は衛生上、風紀上、社会生活上害となり、近隣の苦情をかもすなど他
の賃借人に迷惑となる行為をしてはならない。

(3) 乙は本物件内にて動物の飼育及び所要の設備のある箇所以外での炊事、
宿泊をしてはならない。

(解約予告)

第11条

- 乙は賃貸借期間内であっても甲に対し、1ヶ月の予告期間をもってこの契約の解約を申し入れることができる。この場合、この契約は予告期間の満了と同時に終了する。ただし乙は上記予告に代え1ヶ月分の賃料相当額を甲に支払って即時解約することができる。
- 前項の規定による解約申し入れ又は即時解約は、甲所定の解約届出書によるものとし、甲の書面による承諾なくして乙はこれを撤回しまたはとりかえすることができない。

(契約解除権)

第12条 甲は乙が次のいずれかに該当するときは、催告その他の法定の手続きによらず、本契約を解除できるものとする。

- 本物件を風紀衛生上好ましくない状態で使用し近隣に迷惑を及ぼすとき。
- 申込書等に虚偽の事項を記載し、不正な方法により本契約をなしたとき。
- 暴力団事務所、又は犯罪行為等に使用されたとき。
- 賃料等を1ヶ月以上滞りしたとき。
- 賃料等の支払いが度々遅延し甲乙間の債権関係を著しく害されたと甲が認めるとき。
- 財産の差押え、仮差押え、仮処分等を受け、もしくは競売、破産等の申し立てを受けたとき。
- 銀行等金融機関の取引停止処分があったとき。
- その他この契約の各条項のひとつにでも違反したとき。

(立入点検ならびに原状回復義務)

第13条

- 甲が建物の管理上本物件に関し調査を求めたときは、乙はこれに協力しなければならぬ。
- 乙は本物件から退去しようとするときは、退去する日までに賃貸借当時の原状に回復しなければならぬ。
- 乙が原状回復の義務を履行しないときは、甲は乙の費用をもって代行するも乙は異議なきものとする。

(火災及び天災)

第14条

- 本物件が火災、地震その他の天災により滅失したとき、本契約は終了する。
- 乙は甲の責任に問わずか、本物件が天災、火災、盗難等の被害に遭った場合、その損害を甲に請求してはならない。

(協議)

第15条 本契約に定めのない事項が発生したときは、関係の法規及び一般慣習等に従い、道義的に解決するものとする。

(管轄裁判所)

第16条 本契約に関する訴訟は、本物件の所在地を管轄する裁判所で行うことを甲乙とも承諾する。

(特約事項)

- この賃貸借契約は5年限りとするが、貸主の了解があれば契約更新できる。
- 本物件一棟の内、実質占有面積 40.56㎡は井岡正徳の職務活動用として使用することとし、1階及び2階の一部は別途乙と契約を締結することとする。

●家賃等の支払いは【銀行振込】となっておりまして下記口座に振込みをお願いいたします。

(銀行名) 奈良中央信用金庫

(支店名) [REDACTED]

(口座種別) [REDACTED]

(口座番号) [REDACTED]

(口座名義人) (株)西和物流 (セブン777) 代表取締役 萩原良介

※【振込手数料】は【貸借人】の負担となります。

この賃貸借契約の締結を証するため本契約書式通を作成し、当事者 記名押印のうえ、甲乙各壹通を保有する。

令和2年4月1日

甲 (貸借人)

住所

氏名

電話

奈良県磯城郡田原本町勝手630番地

株式会社 西和物流

代表取締役 萩原良介

乙 (賃借人)

住所

氏名

電話

[REDACTED] 井岡正徳

自動車保管場所（車庫）賃貸借契約書

賃貸人 テナント会 [REDACTED] と 賃借人 井岡正徳 との間に、次のとおり自動車保管場所（車庫）賃貸借契約を締結します。

第1条 賃貸人は、その管理する次に表示の自動車保管場所（車庫）を賃借人に賃貸し、賃借人はその管理する自動車の駐車の目的をもってこれを賃借する。

1. 自動車の保管場所（車庫）の所在

奈良県磯城郡田原本町大字阪手 629 番地の 1 他

第2条 賃借料は、毎月・金 21,250 円也を、賃借人は毎月月末までに翌月分を賃貸人の指定する方法にて支払うものとする。尚、消費税は含まない。

第3条 契約期間は、平成28年4月1日から平成30年3月31日迄とするが、双方異議がない場合は、本契約は一年ごとに自動的に更新されるものとし、以降についても同様とする。

第4条 賃借料の変更の場合は、賃貸人より期間満了の1ヶ月前までに申し入れるものとする。

第5条 賃貸人は、賃借人が次の項に該当する場合、催告をしないで直ちに本契約を解除できるものとする。

1. 賃料の支払いを、1ヶ月以上怠ったとき。
2. 賃貸人の定めた、管理規則に違反したとき。
3. その他本契約に違反したとき。

第6条 賃借人は、賃貸人の定めた管理規則に従って保管場所（車庫）を使用しなければならない。

第7条 賃借人またはその代理人、使用者、運転者、同乗者等の責に帰すべき事由によって保管場所（車庫）又はその施設及びその保管場所（車庫）の他の自動車に損害を与えたときは賃借人はすみやかにその損害を賠償すること。

第8条 賃貸人は、保管場所（車庫）に在る賃借人の自動車について、発生した天災、火災、盗難等による損害については一切責任を負わないものとする。

第9条 賃貸人、賃借人は1ヶ月以上前の予告をもって本契約を解約することができるが、賃借人については1ヶ月分の賃借料に相当額を賃貸人に支払って即時に解約することができる。

第10条 （特約事項）

1. 賃借料の支払いは借主からの振込とする。尚、振込料は借主の負担とする。
2. 本駐車場は、テナント会の管理規則に基づき供用するものとする。

以上のとおり契約が成立しましたので、本契約書式通を作成し、各自署名捺印のうえ各巻通を所持します。




平成28年4月1日

賃貸人 住所 奈良県磯城郡田原本町大字阪手 623 番地 [REDACTED]
氏名 テナント会 [REDACTED]
電話 0744-33-4095

賃借人 住所 [REDACTED]
氏名 井岡 正徳
電話 [REDACTED]

令和5年度雇用状況報告書

会派・議員名 井岡 正徳

①雇用者	氏名  住所  電話番号 
②雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等
③雇用期間	令和5年5月1日～令和6年3月31日
④職務内容	政務活動関連事務処理補助等
⑤給料(賃金)	120,000円 (<input checked="" type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input type="checkbox"/> 時給)
⑥按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間 (時間) / 政務活動 (時間) + その他業務 (時間) → 按分率 / <input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数 (日) / 政務活動 (日) + その他業務 (日) → 按分率 / <input checked="" type="checkbox"/> 職務内容による場合 (政務活動 + 後援会活動) → 按分率 1 / 2
⑦添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input checked="" type="checkbox"/> 租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/> 労働保険関係書類
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。
⑨備考	

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

令和5年分 給与台帳

井岡 正徳

職名	氏名
甲・乙	扶養家族

項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	上期賞与	下期賞与	合計
基本給(賞与)	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000			1,440,000
家族手当															0
役職手当															0
															0
															0
															0
手当計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤手当															0
															0
															0
その他計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総支給金額	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	0	0	1,440,000
社会保険控除															0
健康保険料															0
厚生年金保険料															0
雇用保険料	600	600	600	720	720	720	720	720	720	720	720	720			8,280
端数調整															0
社会保険料計	600	600	600	720	720	720	360	360	360	720	720	720	0	0	7,200
源泉所得税	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750			21,000
住民税															0
財形貯蓄															0
															0
															0
その他計	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	0	0	21,000
控除計	2,350	2,350	2,350	2,470	2,470	2,470	2,110	2,110	2,110	2,470	2,470	2,470	0	0	28,200
差引支給額	117,650	117,650	117,650	117,530	117,530	117,530	117,890	117,890	117,890	117,530	117,530	117,530	0	0	1,411,800

勤務日数	11	11	12	11	12	11	11	10	12	11	12	11			135
勤務時間	69	70	72	70	69	70	69	65	71	64	70	69			828

雇 用 契 約 書

契約期間	自 令和5年5月1日 至 令和6年3月31日		
就業場所	奈良県磯城郡田原本町阪手 630 番地 10 井岡事務所		
従事すべき業務の内容	事務全般		
就業時間	始業・終業の時刻	自 9時00分 至 13時00分 週5回	
	休憩時間	なし	
休日	基本は日・祝祭日・土曜日		
賃 金	給与区分	時 給	
	基本給	時 給 1,000 円	
	諸手当	なし (給与に含む)	
	割増賃金率	法定時間外 125% 所定時間外 125%	
		法定休日 125% 法定外休日 125%	
	締切日/支払日	毎月 末 日締切 / 当 月 末 日支払	
	昇給	なし	
労使協定に基づく賃金支払時の控除	無		
退職に関する事項	1 定年制 : 無 2 自己都合退職の手続 : 退職する 30 日以上前に届け出ること 3 解雇の事由及び手続 : ※詳細は、就業規則による。		
その他			

令和5年5月1日

労働者氏名

所在地

事業主 名 称

氏 名 井岡 正徳

令和5年分 給与台帳

井岡 正徳

職名	氏名
甲・乙	扶養家族

項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	上期賞与	下期賞与	合計
基本給(賞与)	49,000	90,000	98,500	73,500	65,000	55,000	58,500	56,000	57,000	58,500	54,500	65,500			781,000
家族手当															0
役職手当															0
															0
															0
															0
手当計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤手当															0
															0
															0
その他計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総支給金額	49,000	90,000	98,500	73,500	65,000	55,000	58,500	56,000	57,000	58,500	54,500	65,500	0	0	781,000
社会保険控除															0
健康保険料															0
厚生年金保険料															0
雇用保険料															0
端数調整															0
社会保険料計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
源泉所得税															0
住民税															0
財形貯蓄															0
															0
その他計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
控除計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差引支給額	49,000	90,000	98,500	73,500	65,000	55,000	58,500	56,000	57,000	58,500	54,500	65,500	0	0	781,000

勤務日数	13	19	19	17	14	16	16	15	16	16	14	17			193
勤務時間	49	90	98.5	73.5	65	55	58.5	56	57	58.5	54.5	65.6			781.1

納付書・領収証書

労働保険

国庫金

※ 取扱庁名

※ 取扱庁番号

徴収勘定 原簿料収入及び
一般拠出金収入

労働保険
特別会計 0847

厚生労働省
所管 6118

※ 令和 05 年度

労働 保険 番号	都道府県	所管 管轄	基幹 番号	枝番 号	※CD	※証券受領
					1	全部 一部

翌年度5月1日以降 現年度歳入組入

※ 会計年度(元号：令和は9) ※ 徴収年度(元号：令和は9)

元号 一 年度 元号 一 年度

※ 収納区分

※ 認済区分

※ 内証券受領

納付の目的

1. 令和

年度 期
算定 (金額又は1期)

2. 令和

年度
確定

(住所) 〒

(氏名)

殿

納付の場所

日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署

内訳	労働 保険料	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	一般 拠出金	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
納付額 (合計額)		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

あて先

〒

上記の合計額を領収しました。

領収日付等

労働保険特別会計歳入徴収官

(納付者渡し)

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書
石綿健康被害救済法 一般拠出金

下記のとおり申告します。

継続事業
(一括有期事業を含む。)

標準字体系列 0123456789

事業主控 08 E 0011923
EA129B0023845\$
3VA129B0011923#

年 月 日

あて先 〒 630-8570

奈良市法蓮町387
奈良第3地方合同庁舎

奈良労働局 1x2wg10e

労働保険特別会計歳入徴収官殿

Table with columns: 労働番号, 都道府県, 所管, 管轄, 基幹番号, 枝番号. Values: 29103006324-000

Table with columns: 管轄(2), 保険関係等, 業種, 産業分類. Values: 03, 311, 9416

②増加年月日(元号:令和は9)

7-09-06-30

③事業廃止等年月日(元号:令和は9)

元月-月-日

※事業廃止等理由

④常時使用労働者数

3人

⑤雇用保険被保険者数

3人

※保険関係

※片保険理由コード

Table with columns: 前年度, 本年度, 32欄参照, 32欄参照, 一般拠出金. Values: 2801, 8403, 0.02, 56

Table with columns: 概算増加概算保険料算定内訳, 算定期間, ①区分, ②保険料算定基礎額の見込額, ③保険料率, ④概算・増加概算保険料額. Values: 令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで, 2801, 1000分の, 8403

⑮事業主の郵便番号(変更のある場合記入)

〒

⑯事業主の電話番号(変更のある場合記入)

〒

⑰延納の申請 納付回数

※検査有無区分

項31

※算調対象区分

項32

※データ指示コード

項33

※再入力区分

項34

※修正項目

項35

⑧⑩⑫⑭⑯の(ロ)欄の金額の前に「¥」記号を付さないで下さい。

Table with columns: 申告済概算保険料額, 増加概算保険料額. Values: 8,880, 477

Table with columns: 法人番号. Value: 00000000000000000000

Table with columns: ⑳全期支払額, ㉑当期労働保険料, ㉒一般拠出金充当額, ㉓一般拠出金額, ㉔当期納付額. Values: 8403, 477, 7926, 56, 7982

Table with columns: ⑳事業又は作業の種類, ㉕住所, ㉖名称, ㉗氏名. Values: 政務活動・不動産管理, 〒636-0247, 井岡事務所, 井岡正徳

Table with columns: ㉘加入している労働保険, ㉙特掲事業, ㉚該当する労働保険. Values: (イ)労働保険, (ロ)雇用保険, (イ)該当する

Table with columns: ㉛所在地, ㉜名称. Values: (イ)所在地, 29-1-03 006324-000 E

Table with columns: 労働保険分, 保険料算定基礎額, 労働保険率, 確定保険料額, 雇用保険分, 保険料算定基礎額, 雇用保険率, 確定保険料額. Values: 1379, 3.00, 4137, 1422, 4266, 2801, 8403